

南知多町コミュニティバス広告取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、南知多町広告掲載要綱（平成23年南知多町告示第6号。以下「要綱」という。）第11条に基づき、南知多町コミュニティバス（海っ子バス）（以下「海っ子バス」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 この要領における広告の種類は、次のとおりとする。

- (1) 車内額面
- (2) バス停留所の命名権
- (3) バスモニタースポット

(広告の規格等)

第3条 前条各号に規定する広告の寸法、掲載料及び広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は別表のとおりとする。ただし、掲載期間について、複数単位の広告掲載の申込みがあった場合は、これを妨げない。

(掲載料の減免)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 公の用務に供する場合
- (2) 南知多町観光協会及びこれに準ずる団体が、観光振興に供する場合
- (3) その他、特に町長が必要と認める場合

(広告の掲載する位置)

第5条 広告を掲載する位置は南知多町コミュニティバス広告原稿作成基準に定めるものとする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、町の広報誌、町ホームページ等による公募を原則とする。ただし、その他の方法によることが適当であると認められる場合は、この限りでない。

- 2 広告の募集期間は、随時募集するものとするが、第2条第2項の広告については、町が定める募集期間とする。
- 3 公募を行うにあたり、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、南知多町コミュニティバス広告掲載申込書（様式第1号）に広告案を添えて、掲載希望月の2月前までに町長に申込まなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条により広告掲載の申込みがあったときは、要綱第3条及び南知多町広告掲載審査基準（平成23年3月1日施行。以下「基準」という。）の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 前項において、広告掲載希望者の数が募集した枠数を超えるときは、掲載年月数が多い者を第一に優先し、次に町内に本社又は本店を有する者を、次に町内に支店又は営業所等を有する者を優先するものとする。
- 3 前2項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に南知多町コミュニティバス広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知する。

(広告内容の変更)

第9条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載の許可を受けた期間内において広告の内容等を変更しようとするときは、変更した広告を掲載しようとする日の1月前までに、南知多町コミュニティバス広告掲載変更申請書（様式第3号）に変更しようとする広告の原稿案を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、南知多町コミュニティバス広告掲載変更決定通知書（様式第4号）により通知する。

(広告の掲載及び撤去)

第10条 広告主は、南知多町コミュニティバス広告掲載依頼書（様式第5号）に決定通知書の写しを添付し、町が海っ子バスの運行を委託している運行事業者（以下「運行事業者」という。）へ提出するものとする。

- 2 第2条第1項の広告については、広告主が自己の負担において広告物を作成のうえ、第1項の運行事業者に提出するものとする。なお、掲載及び撤去作業については、運行事業者において行う。
- 3 第2条第2項の広告については、バス停留所標識のデザインに基づき広告主が自己の負担において作成のうえ、第1項の運行事業者に提出するものとする。なお、掲載及び撤去作業については、運行事業者において行う。

第 2 条第 3 項の広告については、広告主が自己の負担において町の指定する業者に広告物の作成とモニターへの入れ込みを依頼し、依頼された業者はこれを行うものとする。

(広告掲載料の納入)

第 11 条 広告主は、広告掲載料を前条の依頼書を提出する際、運行事業者へ納付しなければならない。なお、納入する広告掲載料は年度ごとに納入するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責務)

第 12 条 広告主は、広告内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

3 広告主は、広告物の破損、滅失、紛失又は毀損が生じた場合、町に損害賠償を求めることはできないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第 13 条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げるときは、南知多町コミュニティバス広告掲載取下げ書(様式第 6 号)により町長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り消し)

第 14 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主の責めに帰する事由により広告の掲載をすることが適当でなくなったとき。

(2) 広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(3) その他海っ子バスへの広告掲載が適当でないと町長が判断したとき。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の取り消しの決定をしたときは、南知多町コミュニティバス広告掲載取消決定通知書(様式第 7 号)により通知するものとする。

3 第 1 項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、広告主に損害が生じてても、町は一切の責任を負わないとともに、納付された広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第 15 条 町長は、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかった場合のみ、納付済みの広告掲載料を該当広告主に返還することができる。ただし、バスの法定点検、修理、事故等の場合は含まないものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

3 第 1 項の規定により広告掲載の返還において、1 月に満たない日数分は日割りとし、算定した広告掲載料の額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

4 第 1 項の広告掲載料の返還を受けようとする者は、南知多町コミュニティバス掲載料返還請求書(様式第 8 号)により運行事業者に請求しなければならない。

(雑 則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

種 類	寸 法	掲載料	掲載期間	備 考
車内額面	B 3 判	1 枚 当 たり 1,000 円/月	1 か月	
バス停留所の 命名権	記載面 縦 10 c m × 横 30 c m	1 箇所 当 たり 50,000 円/年	3 年	バス停留所が廃 止された場合は、 該当期間
バスモニター スポット	15 秒	1 スポット 当 たり 2,000 円/月	3 か月	

※掲載期間は、町長が必要と認めるとき期間を指定することができる。